

JSG ニュースレター

<Tax>

2022 年度に発生する相続または贈与について 適用される免税額を改定

相続税は 1,333 万元、贈与税は 244 万元まで免税

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は 2021 年 11 月 24 日付で 2022 年度に発生する相続および贈与について、適用する相続および贈与税法（中国語：遺產及贈與税法）規定の免税額、累計課税等級金額、遺産総額不算入額および各種控除金額を公表しました。相続税および贈与税の免税額について改定されましたが、累進課税等級金額、遺産総額不算入金額および各種控除金額に改定はありません。

1. 改定後の相続税および贈与税の免税額

免税額	相続税		贈与税	
	現行	2022 年	現行	2022 年
	1,200 万元	1,333 万元	220 万元	244 万元

2. 未改定項目

- 累進課税等級金額

税目	課税等級	税率	累進差額 (控除額)
相続税	相続純額が 5,000 万元以下	10%	
	5,000 万元超 1 億元以下	15%	250 万
	1 億元超	20%	750 万
贈与税	贈与純額が 2,500 万元以下	10%	
	2,500 万元超 5,000 万元以下	15%	125 万
	5,000 万元超	20%	375 万

➤ 遺産総額不算入額および各種控除金額

・ 遺産総額不算入額

1. 被相続人の日常生活に必要な器具および用具：89 万元以内
2. 被相続人の職業上の道具：50 万元以内

・ 控除額

1. 配偶者控除：493 万元
2. 直系卑属控除：一人につき 50 万元。未成年の場合、成年までの年数により一年につき 50 万元をさらに控除
3. 父母控除：一人につき 123 万元
4. 重度以上の心身障害特別控除：一人につき 618 万元
5. 被相続人が扶養していた兄弟姉妹、祖父母に対する控除：一人につき 50 万元。兄弟姉妹が未成年者である場合、成年までの年数により一年につき 50 万元をさらに控除
6. 葬儀費用控除：123 万元

勤業衆信の見解

当該改定は 2022 年度に発生する相続または贈与に適用されるため、2021 年末に発生した相続または贈与については、その申告期限が 2022 年である場合でも、2021 年度の関連免税限度額が適用されます。納税義務者は、引き上げ後の免税限度額を最大限利用できるよう贈与手続きを手配することが望まれます。また、相続および贈与税申告の際には関連の計算方法に注意する必要があります。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

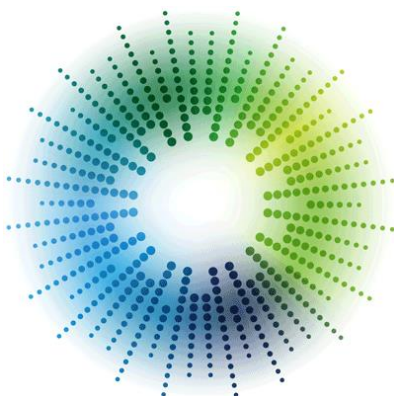


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業暁信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

<Tax>

民國 111 年度發生之繼承或贈與案件適用
遺贈稅法規定之免稅額，遺產稅免稅額調整
為 1,333 萬元，贈與稅免稅額調整為 244 萬元

財政部於 110 年 11 月 24 日公告 111 年度發生之繼承或贈與案件適用遺產及贈與稅（下稱遺贈稅）法規定之免稅額、課稅級距金額、不計入遺產總額及各項扣除額之金額，除調整遺產稅與贈與稅之免稅額外，其餘課稅級距金額與不計入遺產總額及各項扣除額之金額均無調整：

一、調整遺產稅與贈與稅之免稅額：

免稅額	遺產稅		贈與稅	
	現行	111 年	現行	111 年
	1,200 萬元	1,333 萬元	220 萬元	244 萬元

二、未調整項目：

➤ 課稅級距金額

稅目	課稅級距	稅率	累進差額
遺產稅	5,000 萬元以下者	10%	
	超過 5,000 萬元至 1 億元者	15%	250 萬
	超過 1 億元者	20%	750 萬

贈與稅	贈與淨額 2,500 萬元以下者	10%	
	超過 2,500 萬元至 5,000 萬元者	15%	125 萬
	超過 5,000 萬元者	20%	375 萬

➤ 不計入遺產總額及各項扣除額之金額

• 不計入遺產總額之金額：

1. 被繼承人日常生活必需之器具及用具：89 萬元以下部分。
2. 被繼承人職業上之工具：50 萬元以下部分。

• 扣除額：

1. 配偶扣除額：493 萬元。
2. 直系血親卑親屬扣除額：每人 50 萬元。其有未成年者，並得按其年齡距屆滿成年之年數，每年加扣 50 萬元。
3. 父母扣除額：每人 123 萬元。
4. 重度以上身心障礙特別扣除額：每人 618 萬元。
5. 受被繼承人扶養之兄弟姊妹、祖父母扣除額：每人 50 萬元。兄弟姊妹中有未成年者，並得按其年齡距屆滿成年之年數，每年加扣 50 萬元。
6. 喪葬費扣除額：123 萬元。

勤業眾信觀點

該調整適用於 111 年度發生之繼承或贈與案件，若發生於今年(110 年)底的繼承或贈與案件，而有申報期限落於在 111 年的情形，仍應適用 110 年度的相關免稅額度，納稅義務人可多加利用調增之免稅額度做贈與的安排，在申報遺產贈與稅時也應注意相關計算。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱"Deloitte 聯盟")不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。